

**草津市立社会体育施設および弾正公園を利用して
大会・講習会・イベントなど開催される利用者(主催者)の方へ**

①要項およびプログラムの提出について

平成24年度より、大会参加者及び観戦者の方からの問合せなどにスムーズに対応するために大会要項(申請時)、プログラム(作成次第できるだけ早く)の提出をお願いしています。

提出していただく対象はスケジュール調整会議で確定しているすべての行事および草津市・草津市教育委員会ならびに指定管理者から事前利用の許可を取り、実施するすべての行事です。小規模な行事のために要項を作らずに実施する行事の場合は各施設に「大会要項記入用紙」を準備していますので記入をお願いします。それ以外の大会においても提出していただけるものは提出してください。

提出していただいた要項によって、各施設に問合せがあった場合は対応をさせていただきます。また、要項では分からぬ問合せについては要項に記載されています問合せ先をご案内させていただきます。

②宣伝啓発活動に係る対応について(弾正公園は除く)

これまで、社会体育施設内においての営業行為については一律に禁止(自動販売機の設置や福祉活動などについては事前に草津市教育委員会の許可を得て実施)していましたが、平成25年度より草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正により、有償による物品販売についても、一定の基準により、許可条件を付けたうえで許可されることになりました。有償・無償に関わらずすべての宣伝啓発活動(物品の販売・提供、チラシなどの配布など)については必ず、事前に許可が必要です。弾正公園(テニスコート・草津グリーンスタジアム・多目的広場など)については、今までどおり営業行為については一律に禁止です。

基準について…宣伝啓発活動を行うものは大会の後援・協賛などの関係団体か?

宣伝啓発活動によって、参加者および他の利用者に迷惑を掛けないか?

宣伝啓発活動の方法は施設管理に問題のないものか?

その宣伝啓発活動は大会などを盛り上げるために必要か?

提供する物品は大会などに関連性のあるものか?

*「草津市立社会体育施設内宣伝啓発活動許可申請書」を提出し、許可を得た者のみが宣伝啓発活動を実施できます。無許可による実施については実施途中であっても中止していただきますので、必ず事前に申請を済ませ許可を得たうえで実施してください。

草津市立社会体育施設等 館長